

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年1月8日(2015.1.8)

【公開番号】特開2014-111631(P2014-111631A)

【公開日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-032

【出願番号】特願2014-17566(P2014-17566)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/14 (2015.01)

C 1 2 N 5/0784 (2010.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 31/00 (2006.01)

A 6 1 P 37/06 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

A 6 1 P 37/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/14 Z

C 1 2 N 5/00 2 0 2 M

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 31/00

A 6 1 P 37/06

A 6 1 P 3/10

A 6 1 P 37/08

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月21日(2014.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検者から採取された血球細胞から単核球を分離するステップと、T細胞を前記単核球から除去するステップと、前記T細胞が除去された残りの細胞集団を、GM-CSF及びSCFを含む培地で培養するステップとを含む調製方法によって調製される樹状細胞集団を含むことを特徴とする、樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項2】

前記樹状細胞集団は、CD11c陽性細胞の割合が高められたものであることを特徴とする、請求項1に記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項3】

前記T細胞を前記単核球から除去するステップは、CD3を表面に発現する細胞を除去することによって達成されることを特徴とする、請求項1に記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項4】

前記GM-CSF及びSCFを含む培地で培養するステップは、少なくとも3週間実行されることを特徴とする、請求項1ないし3のいずれか1つに記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項5】

前記 G M - C S F 及び S C F を含む培地で培養するステップは、少なくとも 4 週間実行され、その後、G M - C S F 及び I L - 4 を含む培地に切り替えて培養するステップを含むことを特徴とする、請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 つに記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項 6】

前記血球細胞は、末梢血、臍帯血、骨髓及び / 又はリンパ節から採取されることを特徴とする、請求項 1 ないし 5 のいずれか 1 つに記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項 7】

前記血球細胞は末梢血からアフェレーシス法により採取されることを特徴とする、請求項 6 に記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項 8】

がん又は感染症を治療するためであることを特徴とする、請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 つに記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項 9】

自己免疫疾患、アレルギー疾患又は 1 型糖尿病を治療するためであることを特徴とする、請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 つに記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項 10】

請求項 1 ないし 7 のいずれか 1 つに記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物に含まれる樹状細胞と異なる H L A 遺伝子型を有する患者に移植されることを特徴とする、請求項 7 又は 8 に記載の樹状細胞移植療法用医薬品組成物。

【請求項 11】

樹状細胞集団の調製方法であって、
被検者から採取された血球細胞から单核球を分離するステップと、
T 細胞を前記单核球から除去するステップと、
前記 T 細胞が除去された残りの細胞集団を、G M - C S F 及び S C F を含む培地で培養するステップとを含む、
方法。

【請求項 12】

請求項 1 1 に記載の方法であって、
前記 G M - C S F 及び S C F を含む培地で培養するステップにおいて、前記 T 細胞が除去された残りの細胞集団に占める C D 1 1 c 陽性細胞の割合が高められることを特徴とする、
方法。

【請求項 13】

請求項 1 1 または 1 2 に記載の方法であって、
前記 T 細胞を前記单核球から除去するステップは、C D 3 を表面に発現する細胞を除去することによって達成されることを特徴とする、
方法。

【請求項 14】

請求項 1 1 ないし 1 3 のいずれか 1 つに記載の方法であって、
前記 G M - C S F 及び S C F を含む培地で培養するステップは、少なくとも 3 週間実行されることを特徴とする、
方法。

【請求項 15】

請求項 1 1 ないし 1 4 のいずれか 1 つに記載の方法であって、
前記 G M - C S F 及び S C F を含む培地で培養するステップは、少なくとも 4 週間実行され、その後、G M - C S F 及び I L - 4 を含む培地に切り替えて培養するステップを含むことを特徴とする、
方法。

【請求項 16】

請求項 1 1 ないし 1 5 のいずれか 1 つに記載の方法であって、
前記血球細胞は、末梢血、臍帯血、骨髓及び／又はリンパ節から採取されることを特徴
とする、
方法。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載の方法であって、
前記血球細胞は末梢血からアフェレーシス法により採取されることを特徴とする、
方法。